

令和8年度

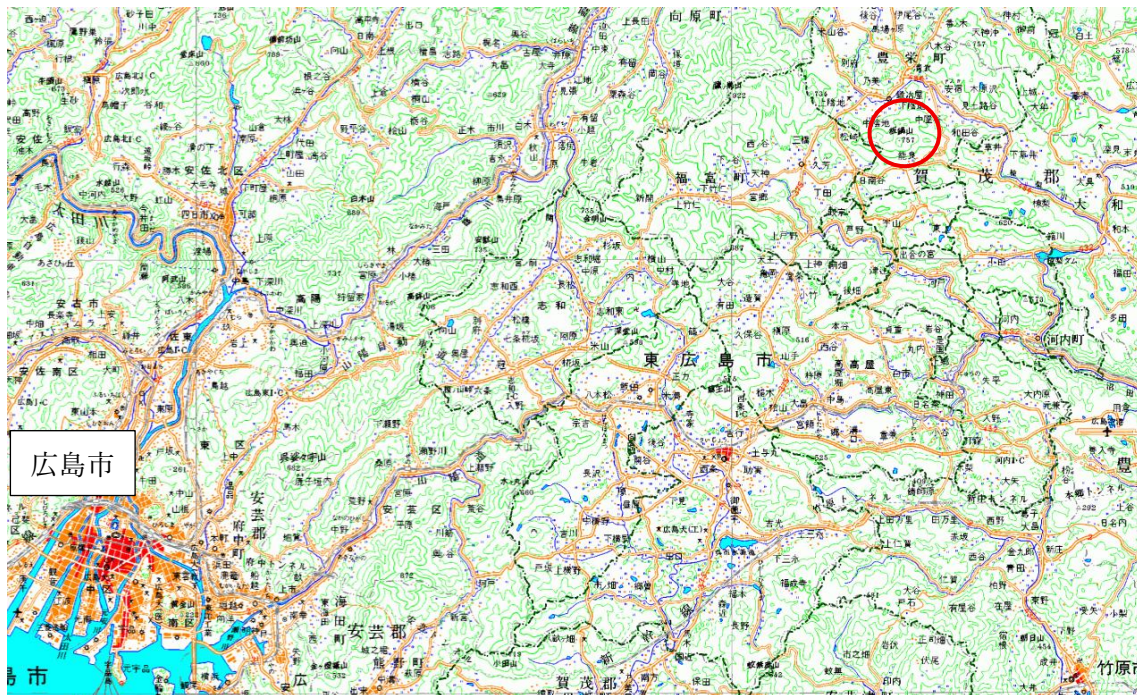
地籍調査事業

豊栄地区地籍調査測量業務

仕様書

施 工 場 所 東広島市 豊栄町安宿

位置図



位置図 (詳細)



(別記様式1)

特記事項（管理技術者及び照査技術者の選任）

この業務については、次のとおり管理技術者及び照査技術者を定めることが必要である。

業 務 名	豊栄地区地籍調査測量業務	
委託業務場所	東広島市豊栄町安宿	
○印がある部分の技術者が必要である。 なお当該技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前（随意契約にあつては見積書提出日前）までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。		
業 務 の 種 類	管 理 技 術 者	照 査 技 術 者
設 計 業 務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
	() (資格は問わない)	() (資格は問わない)
測 量 業 務	(○) (測量士)	() (資格要件は別表参照)
地質及び土質調査業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
用地調査等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
建築設計等業務	() (資格要件は別表参照)	() (資格要件は別表参照)
管理（照査）技術者の履行期間途中での交代は、管理（照査）技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における管理（照査）技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。		

(注) 必要とする技術者の欄に、○を付して使用のこと。

(別表)

業務の種類	管理技術者及び照査技術者の資格要件			
設計業務	(1) 技術士又はビルコンサルタントマネージャー(RCCM)の資格保有者			
	設計業務の種類	技 術 士	R C C M	添付書類
	河川・砂防	技術士法（昭和58年法律第25号）第4条に定める技術部門のうち「建設部門」に該当する資格	左記「設計業務の種類」ごとのRCCMの資格	技術士登録等証明書又はRCCMの資格証の写し
	及び海岸・海洋			
	港湾及び空港			
	電力土木			
	道 路			
	鉄 道			
	造 園			
	都市計画及び			
	地方計画			
	土質及び基礎			
	鋼構造及び			
	コンクリート			
	トンネル			
	施工計画・施工			
	設備及び積算			
	建設環境			
	上水道及び	上記法に定める技術部門		
	工業用水道	「上下水道部門」に該当する資格		
下 水 道				
農業土木	上記法に定める技術部門			
	「農業部門」に該当する資格			
森林土木	上記法に定める技術部門			
	「森林部門」に該当する資格			
水産土木	上記法に定める技術部門			
	「水産部門」に該当する資格			
廃棄物	上記法に定める技術部門			
	「衛生工学部門」に該当する資格			
地質	上記法に定める技術部門			
	「応用理学部門」に該当する資格			
機械	上記法に定める技術部門			
	「機械部門」に該当する資格			
電気電子	上記法に定める技術部門			
	「電気電子部門」に該当する資格			
(2) (1) と同等の能力と経験を有する技術者（同上。この場合は、業務の種類を問わず以下の要件を満たせばよい。）				

	<p>【添付書類】実務経歴書</p> <p>① 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（旧大学令による大学を含む。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。）の土木工学又は同等の工学に関する科目（橋梁工学、土質工学、河川工学、海岸工学、構造力学、材料工学、水理学、道路・鉄道工学、コンクリート工学、都市計画及び地方計画、その他農業土木、森林土木に関する学科を含む。以下同じ。）を習得し、建設コンサルタント等業務（建設事業の計画・調査・立案・助言及び建設工事の設計・管理業務に従事又はこれを監理することをいう。以下同じ。）に20年以上の実務経験を有する者</p> <p>② 学校教育法による高等学校の土木工学又は同等の工学に関する科目を習得し、建設コンサルタント等業務に22年以上の実務経験を有する者</p> <p>③ その他の者にあつては、建設コンサルタント等業務に25年以上の実務経験を有する者</p>
測量業務	<p>『測量業務共通仕様書（広島県）』に規定する「管理技術者」又は「土地家屋調査士」であり、高度な技術と十分な実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】資格証の写し又は土地家屋調査士登録証明書の写し</p>
地質及び土質調査業務	<p>『地質・土質調査共通仕様書（広島県）』に規定する「管理技術者」とし、業務の履行にあたり、技術上の管理を行うに必要な能力と経験を有する者。</p>
用地調査等業務	<p>『用地調査等共通仕様書（広島県）』に規定する「管理技術者」（資格要件は次のいずれかに該当する者）</p> <p>(1) 主たる補償業務（補償コンサルタント登録規程第2条に規定する登録部門、（土地調査、土地評価、物件、機械工作物、営業補償・特殊補償、事業損失、補償関連、総合補償）のいずれかに係る補償業務。以下同じ。）に関し7年以上の実務経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p> <p>(2) 主たる補償業務に関する補償業務管理士（社団法人日本補償コンサルタント協会の補償業務管理士研修及び検定試験実施規程第14条の規定による補償業務管理士登録台帳に登録されている者をいう。）</p> <p>【添付書類】登録証の写し</p> <p>(3) 補償コンサルタント登録規程第3条第1号に規定する補償業務の管理をつかさどる専任の者（補償業務管理者）</p> <p>【添付書類】登録に当たり交付される補償コンサルタント登録済を証する書面の写し（登録部門に係る補償業務管理者の氏名が記載されたもの）</p> <p>(4) 補償業務全般に関する指導監督的実務の経験3年以上を含む20年以上の実務の経験を有する者</p> <p>【添付書類】実務経歴書</p>
建築設計等業務	<p>『公共建築設計業務委託共通仕様書（一般社団法人公共建築協会）』に規定する「管理技術者」とし、管理技術者の資格要件は、特記事項に定める。</p> <p>【添付書類】資格証の写し</p>

個人情報取扱特記事項

(基本事項)

第1 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この業務の実施に当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「保護法」という。）（特定個人情報を取り扱わせる者にあつては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）を含む。以下同じ。）を遵守し、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 受注者は、この業務の実施に際して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。

2 前項の規定は、この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(再委託等の禁止)

第3 受注者はこの業務を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）してはならない。

(再委託に係る連帯責任)

第4 発注者の承諾を得て第三者に再委託等をする場合、受注者は再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(再委託等の相手方に対する管理及び監督)

第5 受注者は、再委託等をする場合には、再委託する業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託等の相手方に対し適切な管理及び監督をするとともに、発注者から求められたときは、その管理及び監督の状況を報告しなければならない。

(特定個人情報の適正管理に係る届出)

第6 受注者は、特定個人情報を取り扱う場合は、特定個人情報等の取扱いに係る安全管理に関する組織体制の整備、業務責任者及び業務従事者について、書面により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

2 再委託等をする場合、再委託等の相手方の特定個人情報等の取扱いに係る組織体制、業務責任者及び業務従事者の状況について、書面により発注者に届け出なければならない。届け出た内容を変更しようとする場合も同様とする。

(従事者への周知及び監督)

第7 受注者は、この業務に従事する者に対し、在職中及び退職後においても、この業

務の実施に際して知り得た情報を正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に使用した場合には、保護法又は番号法の規定等に基づき罰則が科せられること、並びにその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第8 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この業務の実施に際して知り得た個人情報をこの業務の実施以外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(収集の制限)

第9 受注者は、この業務を実施するために個人情報を収集しようとするときは、あらかじめ、その業務の目的を明確にするとともに、収集する個人情報は、その目的を達成のために必要最小限の範囲内とし、適正かつ公正な手段により収集しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 受注者は、発注者の指示又は承諾があるときを除き、この業務を実施するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

(安全管理措置)

第11 受注者は、この業務の実施に際して知り得た個人情報について、漏えい、滅失、き損及び改ざんの防止その他の個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

(作業場所以外での業務の禁止等)

第12 受注者は、この業務を実施する作業場所を発注者に報告するものとし、あらかじめ発注者の指示又は承諾があった場合を除き、当該作業場所以外で業務を行ってはならない。また、発注者が指定する場所又は当該作業場所以外に個人情報を持ち出してはならない。

(資料等の受渡し)

第13 この業務の実施に係る資料等の提供、返還又は廃棄については、貸与品借用書等で確認し行うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第14 受注者は、この契約が終了し、又は解除されたときは、この業務を実施するために発注者から提供を受け、又は自ら収集した個人情報が記録された資料等を、直ちに発注者に返還し、又は廃棄しなければならない。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(事故発生時における報告等)

第15 受注者は、この業務に係る個人情報の漏えい、滅失、き損及び改ざんその他事故等が生じ、又は生ずるおそれがある場合は、速やかに発注者に報告し、その指示に従わなければならない。この業務が終了し、又は解除された後においても同様とする。
(取扱状況の報告及び調査)

第16 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この業務を実施するにあたり、個人情報の取扱状況を報告させ、又は調査を行うことができる。
(契約解除)

第17 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、この契約を解除することができる。
(損害賠償)

第18 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

情報セキュリティに関する特記事項

(基本的事項)

第1 受注者は、業務を行うに当たっては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき、情報を適正に取り扱わなければならない。

(機密の保持等)

第2 機密の保持等については、次のとおりとする。

- 1 受注者は、業務の遂行に当たって、直接又は間接に知り得た一切の情報について、発注者の許可なく業務遂行の目的以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。本契約の終了後においても同様とする。
- 2 受注者は、業務の遂行に当たって入手した資料、データ、記録媒体等について、常に適正な管理を行うとともに、特に個人情報等の重要な情報について、暗号化、パスワードの設定、個人情報の匿名化、アクセス制限等、厳重に管理し、使用しない場合には、施錠ができる書庫等に保管しなければならない。
- 3 受注者は、業務の遂行に当たって、発注者又は発注者の関係者から提供された資料や情報資産（データ、情報機器、各種ソフトウェア、記録媒体等。以下同じ。）について、庁外若しくは社外へ持ち出し、若しくは第三者に提供し（電子メールの送信を含む。）、又は業務遂行の目的以外の目的で、資料、データ等の複写若しくは複製を行ってはならない。ただし、あらかじめ発注者の承認を得た場合はこの限りでない。なお、その場合にあっては、受注者は、情報漏えい防止のための万全の措置を講じなければならない。
- 4 受注者は、業務の遂行において取り扱う電子データの保存先等を別記様式により届け出るとともに、クラウド等のオンラインストレージを使用している場合には、利用契約先の情報を発注者に申し出なければならない。また、内容に変更が生じた場合には、受注者は発注者に対して速やかに報告をするものとする。

(従事者への教育)

第3 受注者は、業務の遂行に当たって、業務に従事する者に対して、情報セキュリティに対する意識の向上を図るための教育を実施しなければならない。

(再委託等の禁止)

第4 受注者はこの業務を実施するための個人情報を自ら取り扱うものとし、発注者の承諾があるときを除き、第三者に委託（二以上の段階にわたる委託をする場合及び受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）に委託をする場合を含む。以下「再委託等」という。）してはならない。発注者の承諾を得た場合には、再委託等の相手方にこの特記事項を遵守させなければならない。

(再委託等に係る連帯責任)

第5 受注者は、再委託等の相手方の行為について、再委託等の相手方と連帯してその責任を負うものとする。

(資料等の返還又は廃棄)

第6 受注者（再委託等の相手方を含む。）が業務を遂行するために、発注者から提供を受けた資料や情報資産は、業務完了後直ちに発注者に返還し、又は廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは当該方法によるものとする。

(報告等)

第7 報告等については、次のとおりとする。

- 1 発注者は、必要があると認めるときは、受注者又は再委託等の相手方に対して、この特記事項の遵守状況その他セキュリティ対策の状況について、定期的又は随時に報告を求めることができる。
- 2 受注者は、この特記事項に違反する行為が発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合（再委託等の相手方により発生し、又は発生したおそれがある場合を含む。）は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。
- 3 受注者は、この特記事項への違反の有無にかかわらず、業務で取り扱う情報資産に対して、情報セキュリティインシデントが発生した場合、又は発生するおそれがあると認められる場合は、直ちに発注者にその旨を報告し、その指示に従わなければならない。

(立ち入り検査)

第8 発注者は、この特記事項の遵守状況の確認のため、受注者又は再委託先の事業者に対して立ち入り検査（発注者による検査が困難な場合にあっては、第三者や第三者監査に類似する客観性が認められる外部委託事業者の内部監査部門による監査、検査又は国際的なセキュリティの第三者認証(ISO/IEC27001等)の取得等の確認）を行うことができる。

(情報セキュリティインシデント発生時の公表)

第9 発注者は、業務に関して、情報セキュリティインシデントが発生した場合（再委託等の相手方により発生した場合を含む。）は、必要に応じて、当該情報セキュリティインシデントを公表することができるものとする。

(情報セキュリティの確保)

第10 発注者は、受注者の業務の遂行に当たって、前項までに定めるもののほか、必要に応じて、情報セキュリティを確保する上で必要な対策を実施するよう指示することができ、受注者はこれに従わなければならない。

(契約解除)

第11 発注者は、受注者がこの特記事項に定める義務を履行しない場合又は法令に違反した場合には、契約を解除することができる。

(損害賠償)

第12 受注者は個人情報の取扱いにより発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）のために生じた経費は、受注者が負担するものとする。

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、広島県制定「測量業務共通仕様書（令和7年8月）」に基づいて実施しなければならない。

この場合においては、次のとおりとする。

1. 「広島県」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。（ただし、「設計業務等共通仕様書」第1編第1章第1119条、第1150条、第1編第2章第1209条第12項、「測量業務共通仕様書」第1章第105条、第120条、第156条、「地質・土質調査業務共通仕様書」第1章第120条及び第153条においては読み替えないものとする。）
2. 「契約規則第2条第1項」とあるのは「東広島市契約規則第2条第1項」と読み替えるものとする。
3. 「契約約款6条」とあるのは「東広島市業務委託契約約款（以下「市契約約款」という。）第5条」、「契約約款7条」とあるのは「市契約約款第6条」、「契約約款8条」とあるのは「市契約約款第7条」、「契約約款9条」とあるのは「市契約約款第8条」、「契約約款10条」とあるのは「市契約約款第9条」、「契約約款11条」とあるのは「市契約約款第10条」、「契約約款12条」とあるのは「市契約約款第11条」、「契約約款13条」とあるのは「市契約約款第12条」、「契約約款15条」とあるのは「市契約約款第14条」、「契約約款18条」とあるのは「市契約約款第17条」、「契約約款19条」とあるのは「市契約約款第18条」、「契約約款20条」とあるのは「市契約約款第19条」、「契約約款21条」とあるのは「市契約約款第20条」、「契約約款22条」とあるのは「市契約約款第21条」、「契約約款23条」とあるのは「市契約約款第22条」、「契約約款27条」とあるのは「市契約約款第26条」、「契約約款28条」とあるのは「市契約約款第27条」、「契約約款29条」とあるのは「市契約約款第28条」、「契約約款30条」とあるのは「市契約約款第29条」、「契約約款31条」とあるのは「市契約約款第30条」、「契約約款33条」とあるのは「市契約約款第32条」、「契約約款40条」とあるのは「市契約約款第39条」と読み替えるものとする。

4. その他

編	章	節	条	見出し	項	特記及び追加仕様事項
—	—	—	—	前払金		契約金額が50万円以上の委託業務の場合は前払金を請求することができる。 前払金は契約金額の30%以内とする。 その他、前金払の適用は、次の要領による。 業務委託代金前金払実施要領
測量業務共通仕様書						
	1	1	101	適用	1	「広島県土木建築局」とあるのは「東広島市」と読み替えるものとする。
	1	1	118	成果物の提出	4	適用しない。
	1	1	137	低入札価格調査制度		適用しない。
	1	2	150	成果物の提出	2	適用しない。
	1	2	152	業務成績評定		適用しない。
	1	2	154	総合評価落札方式		適用しない。

5. 情報共有システム

- (1) 本業務は情報共有システムの対象業務（受注者希望型）である。
- (2) 工事中情報共有システムを利用するにあたり、発注者に連絡の上、利用申込すること。
- (3) 本業務で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。
- (5) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。
この場合においては、次のとおりとする。
 - 1) ガイドラインにある工事に関する規定等は業務委託に関する規定等に読み替える。
 - 2) 「CAD製図基準(国土交通省)」および「CAD製図基準に関する運用ガイドライン(国土交通省)」は適用しない。
 - 3) 検査は、情報共有システムにより処理した業務関係書類は、紙に出力することを要せず、電磁的記録により検査を行うものとする。この場合において、当該検査時に必要となる機器は、受注者が準備することとし、検査に必要な電磁的記録は、受注者が当該機器に事前に登録するものとする。ただし、発注者が必要と認めるときは、この限りでない。

6. 成果物の提出

受注者は、情報共有システムにより処理した各種書類等について、電子成果品として電子媒体（CD-R等）で納品すること。

地籍調査測量業務 特記仕様書

第1章 業務の概要及び成果品

(目的)

第1条 本仕様書は、東広島市（以下「発注者」という。）が国土調査法（昭和26年法律第180号。以下「法」という。）第10条第2項に基づく委託により実施する地籍調査業務（航測法）について、作業方法等を定めるものである。

2 本仕様書に定めのない事項については、地籍調査作業規程準則（昭和32年総理府令第71号。以下「準則」という。）、地籍調査作業規程準則運用基準（以下「運用基準」という。）及び「航測法を用いた地籍調査の手引き」（以下「手引き」という。）等の関連規程を準用するものとする。

(業務の概要)

第2条 業務の概要は、次のとおりとする。

業務名称	令和8年度 地籍調査事業 豊栄地区地籍調査測量業務	
業務場所	東広島市豊栄町安宿の一部	
業務完了期限	令和9年3月16日	
計画区域面積	1.23 km ² (RD工程)	0.49 km ² (E工程)
精度区分	乙2	乙2
縮尺	1/1000	1/1000
傾斜区分	中傾	中傾
視通障害区分	山II	山II
筆数	450筆	197筆
筆の形状	不整形	不整形
既存航空レーザーデータ	名称：令和4年度広島県航空レーザー測量業務 その5 計測期間：令和4年10月18日～同年11月17日 管理者：広島県土木建築局	
実施工程	RD1（作業の準備） RD2（既存資料の収集） RD6（航空レーザー計測データの解析） RD7（三次元座標値データを用いた基礎資料の作成） RD8（取りまとめ） E1（一筆地調査：調査図素図等の作成） E2（一筆地調査：現地調査等） RD18（筆界点座標値の計測及び点検）	

(成果品)

第3条 業務に係る成果品は、別表1のとおりとする。

2 成果品の作成及び整理に当たっては、発注者の指示する様式及び方法によるものとし、疑義が生じた場合は発注者と協議するものとする。

3 成果品は紙媒体及び地籍調査成果電子納品要領に基づいて納品するものとする。

第2章 事業概要及び一般事項

(事業概要)

第4条 事業の概要は、第2条に定めるとおりとする。

(作業計画書の作成)

第5条 受注者は契約締結後、速やかに次の事項を含む作業計画書を発注者に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) 作業体制（主任技術者、担当技術者の氏名及び資格）
- (2) 業務計画表（工程管理表）
- (3) 業務フローチャート
- (4) 安全管理について
- (5) 個人情報の保護について
- (6) 行政情報流出防止対策について
- (7) 使用する測量機器の一覧及び検定証明書
- (8) 外注する作業がある場合は、外注先及び外注範囲

(工程管理及び検査)

第6条 受注者は、地籍調査事業工程管理及び検査規程（以下「検査規程」という。）並びに地籍調査事業（航測法による地籍調査）工程管理及び検査規程細則（令和3年8月31日国不籍第338号。最終改正：令和6年6月28日国不籍第288号。以下「細則」という。）に基づき、工程管理及び検査を実施するものとする。

2 工程管理者は、あらかじめ選定するものとし、各工程小分類の作業の終了後、速やかに工程管理を実施するものとする。工程管理を終えた箇所には、緑色による照合のしるしを付すものとする（電磁的記録を除く。）。

3 検査者は、あらかじめ選定するものとし、各工程の作業の終了後、速やかに検査を実施し、検査成績表を作成するものとする。

4 点検及び検査の抽出率による抽出数が小数点以下となる場合は、切り上げて算出するものとする。

(自己点検)

第7条 地籍調査の成果が所定の精度を保ち、かつ、記録の記載、表示の誤り等を防止するため、作業者は自己点検を行うものとする。自己点検は、工程小分類等の作業を終えた段階で、複数の作業者が速やかにその記録及び成果の全数点検により行うものとし、実作業を行った作業者は黒色による照合のしるし、別の作業者は赤色による照合のしるしを付すものとする。

2 外注作業にあつては、実作業を行った作業者の自己点検から工程管理者による点検までの間に、主任技術者等が自社点検を行うものとする。

(再点検・再検査、再調査・再測量)

第8条 点検又は検査を行った結果、誤りが見つかったものの割合が点検数又は検査数の10パーセント以上となった場合には、受注者において直ちに再調査又は再測量を行うものとする。当該割合が10パーセント未満となった場合には、誤りを修正した上で、同一の抽出率で再点検又は再検査を行うものとする。再点検又は再検査の結果、誤りが見つかった場合には、直ちに再調査又は再測量を行わせるものとする。

2 なお、再点検又は再検査の対象を抽出する場合は、原則として当初の点検又は検査において抽出したものを除くものとする。

第3章 RD1工程 作業の準備

(業務概要)

第9条 本工程は、航空レーザ測量法による地籍調査を適切かつ効率的に実施するための準備を行う工程であり、業務概要は次のとおりとする。

- (1) 業務計画の策定
- (2) 関係機関との事前調整
- (3) 使用機器の確認・点検

- (4) 受注者検査 (RD9 相当)
- (5) 発注者検査 (RD10 相当)

(使用機器)

第 10 条 本業務に使用する機器は、1 級 GNSS 測量機、2 級トータルステーション (TS) とする。

- 2 使用機器は所定の検査を受けたものとし、適宜、点検及び調整を行い良好な作動条件を確保するものとする。
- 3 前 2 項は、次章以下に示す使用機器についてもこれを準用するものとする。

(工程管理)

第 11 条 工程管理者は、業務計画書等を資料として、作業体制、業務計画表、測量機器等について、工程管理表、契約関係図書等に照らして適切かどうかを点検するものとする。

第 4 章 RD2 工程 既存資料の収集・確認

(業務概要)

第 12 条 本工程の業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 既存航空レーザ測量データ等の収集及び精度確認 (RD2)
- (2) 基礎資料の点検・評価
- (3) 受注者検査
- (4) 発注者検査

(既存資料の収集)

第 13 条 受注者は、発注者が収集した以下の既存資料の貸与を受け、本業務で利用するものとする。なお、既存資料は、公共測量成果又は公共測量に準じた成果検定済みのものを使用すること。

- (1) 令和 4 年度広島県航空レーザ測量業務 その 5 (航空レーザ測量成果)
- (2) その他本業務に必要と認められるデータ

2 受注者は、前項の既存資料のデータ入手時のメタデータ、精度管理表、品質評価表等を資料として、運用基準等に照らして適正かどうかを点検するものとする。

(航空レーザ測量データの利用可否判定)

第 14 条 航空レーザ測量成果の使用に当たり、以下の項目について航空レーザ測量成果精度管理表等と照合して確認するものとする。照合点検した精度管理表等の写しは成果品として添付するものとする。

- (1) 運用基準別表第 33、航空レーザ計測の点密度の標準。
- (2) 同別表第 34、標定点の残差等の制限。
- (3) 同別表第 36、オルソ画像等の仕様及び位置の精度。
- (4) 測量法第 41 条第 1 項の規定に基づく国土地理院長の審査記録

2 前項の照合の結果、利用上問題がある場合は、発注者に報告の上、必要な措置について協議するものとする。

(水平位置の精度検証)

第 15 条 必要に応じて水平位置の精度検証を行い、規定の精度が確保されていることを確認の上、利用するものとする。なお、検証方法及び内容については「手引き」によるものとし、発注者と協議の上実施するものとする。

- 2 水平位置検証を実施した場合は、水平位置検証結果報告書を成果品に含めるものとする。

第5章 RD6・RD7・RD8 工程 航空レーザ計測データの解析及び基礎資料の作成

(業務概要)

第16条 本工程の標準業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 航空レーザ計測データの解析 (RD6)
- (2) 三次元の座標値データを用いた基礎資料の作成 (RD7)
- (3) 取りまとめ (RD8)
- (4) 受注者検査 (RD9)
- (5) 発注者検査 (RD10)

(航空レーザ計測データの解析)

第17条 受注者は、貸与された航空レーザ測量データを用い、準則及び運用基準に基づき、DSM・DEMの解析を実施するものとする。

- 2 精度管理表は、調整点調査表、コース間点検箇所配置図、コース間点検精度管理表、調整点残差表等を資料として、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。
- 3 運用基準第53条第4項の規定に基づく航測図根点の点検は、航測図根点成果簿、航測図根点配置図及び航測図根点の精度管理表を資料として、全数点検するものとする。
- 4 DSM成果簿、DSMデータファイル、DEM成果簿、DEMデータファイル等は、その記載又は記録内容が運用基準等に照らして適正かどうかを全数点検するものとする。
- 5 調査地域の図郭の2パーセント以上を抽出して、個々の図郭内のDSM・DEM等のデータを重ね合わせ、相互の整合性を点検するものとする。

(基礎資料の作成)

第18条 受注者は、三次元の座標値データを用いた基礎資料として、微地形表現図等を作成するものとする。

- 2 微地形表現図ファイル、微地形表現図一覧図のほか、作成した樹種の分布を表現した図面、樹高の分布を表現した図面その他基礎資料について、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出して、その記載内容が運用基準等に照らして適正かどうかを点検するとともに、その出来映えを点検するものとする。
- 3 精度管理表を全数点検するものとする。
- 4 基礎資料は、E2工程における筆界案の作成及び現地確認に活用できる品質を確保すること。

(取りまとめ)

第19条 受注者は、基礎資料の出来映えが、運用基準等に照らして適正であるかどうかを全数点検するとともに、データファイルのファイル名、形式、拡張子等が適正かどうかを点検するものとする。

(実施者検査：RD9 工程相当)

第20条 受注者は、精度管理表の全数検査を行うとともに、調査地域の図郭の5パーセント以上を抽出し、当該図郭に関する成果品について、各工程の規定に適合しているかどうかを検査するものとする。さらに、工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

第6章 E1 工程 一筆地調査（調査図素図等の作成）

(業務概要)

第21条 本工程の標準業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 資料収集及び分析
- (2) 調査前データの整備
- (3) 調査図素図等の作成
- (4) 受注者検査 (E9 相当)

- (5) 発注者検査 (E10 相当)
(資料収集及び分析)

第 22 条 本工程を行うにあたり、資料収集及び資料の分析等を行うものとする。

- (1) 下記の資料を貸与するものとする。
- ①法務局備え付け地図写 (地図情報の電子データ)
 - ②土地登記簿写 (登記情報の電子データ)
 - ③地積測量図写
 - ④住所不明所有者等の調査結果
 - ⑤アンケート結果
 - ⑥森林整備成果 (航空レーザ測量成果、森林基本図等)
 - ⑦保安林情報
 - ⑧その他
- (2) 下記の項目について貸与資料の分析を行うものとする。
- ①法務局備え付け地図写と土地登記簿との整合性の確認。(不一致リスト等の確認)
 - ②地積測量図作成手法を確認して本業務での使用について分析するものとする。
 - ③アンケート結果により土地所有者等の意向等を調査し現地対応の検討及び計画作成を行う。
 - ④森林整備成果 (森林基本図及びデータ)
 - ・調査図素図との照合。
 - ・航空レーザ測量成果との照合。
 - ⑤その他必要な資料

(土地所有者等の調査)

第 23 条 一筆地調査を行うにあたり、土地所有者が死亡あるいは住所不明等により説明会への案内及び筆界確認等の通知ができない場合は、法定相続人及び土地の管理者等、所有者に代わって筆界確認等を行う人の特定作業を発注者が行うものとする。

- 2 前 1 項で特定した人を地籍調査事業における土地の所有者とみなし、各工程の作業を行うものとする。

(単位区域界の現地踏査)

第 24 条 受注者は、あらかじめ実施範囲の現地踏査を行うものとする。ただし、土地の現況その他の事情により、現地確認を行うことが相当でないと認められる場合、かつ他の方法によって概略調査ができる場合はこの限りではない。

- 2 航測法による地籍調査事業調査地区において、原則、航空レーザ測量成果等による図面等調査を行うものとする。

(調査前データの作成)

第 25 条 発注者は調査に必要となる関係資料 (法務局の登記簿データ、要約書、公図等) を収集し、受注者に貸与するものとする。

- 2 受注者は、調査対象地区及び隣接地区の土地情報 (登記簿データ、要約書、公図等) を基に公図接合図を作成するものとする。
- 3 受注者は、前 2 項の法務局の登記簿データ等を基に、法務局の土地登記簿と一致した調査前データを作成するものとする。

(調査図素図等の作成)

第 26 条 一筆地調査を行うにあたり、受注者は法務局備え付け地図及び調査前データを用いて調査図素図、調査図一覧図及び地籍調査票を作成するものとする。

- 2 地籍調査票については、「地籍調査票作成要領 (令和 3 年 3 月 31 日付け国不籍第 579 号)」を基に作成するものとする。
- 3 調査図素図作成にあたり、公図接合図と調査前データとの整合の点検を行う。

(工程管理：E4相当)

第27条 工程管理者は、調査前筆数の5パーセント以上を抽出して、準則第16条及び第18条、運用基準第8条及び第10条等に照らして適正かどうか、あわせて、登記所地図、登記簿等を照合し、調査図素図等における当該筆の所有者、地番、地目、地積、境界の位置等の記載及び表示に誤りがないかどうかを点検するものとする。また、調査図一覧図の記載が適正かどうかを点検するものとする。

(実施者検査：E9相当)

第28条 受注者は、調査前筆数の1パーセント以上を抽出（E4相当の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、誤りの有無及び訂正等の適正性を検査するものとする。また、一筆地調査の成果品（調査図、地籍調査票等）の出来映えが、準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

第7章 E2工程 一筆地調査（現地調査等）

(業務概要)

第29条 本工程の標準業務概要は、次のとおりとする。

- (1) 筆界案の作成
- (2) 現地確認の実施
- (3) 筆界確認等の通知
- (4) 筆界等の調査及び確認
- (5) 現地立会の実施（必要な場合）
- (6) 受注者検査（E9相当）
- (7) 発注者検査（E10相当）

(現地精通者)

第30条 筆界調査にあたっては、地元代表者等及現地境界等を把握していると回答があった土地所有者等に現地精通者として意見を聴取するものとする。

(筆界案の作成)

第31条 筆界案は、次の情報を用いて作成するものとする。

- (1) 森林基本図等の森林整備成果
- (2) 位置及び形状が誤差の範囲内で一致する地積測量図に記載された境界情報
- (3) 当該筆の位置、形状及び周辺地との関係に矛盾のない既存資料に記載された境界情報
- (4) 航空レーザ測量成果により計測された境界等を示す地物情報、尾根や谷等の地形情報及び森林情報
- (5) 調査区域内の保安林に関する保安林情報
- (6) 道路台帳平面図等の地形情報
- (7) 現地精通者の証言

(説明会の開催)

第32条 受注者は、地籍調査の意義及び作業内容の周知を図るため、実施範囲及びこれに隣接する土地の所有者、その他利害関係人もしくはこれらの代理人（以下「土地所有者等」という。）を対象に説明会を開催するものとし、説明会の案内文の発送は発注者が行い、説明会資料等の作成は受注者が行うものとする。

2 本業務の説明会は、貸与する航空レーザ測量成果等を用い説明会資料を作成し、調査方法及び調査の流れ等について詳細に説明を行うものとする。

(現地確認の実施)

第 33 条 現地確認は前第 22 条で収集した資料のみでは筆界等の分析等が困難な土地について、前第 31 条の筆界案及び調査図素図等に基づいて筆界等の確認を行う。

2 現地確認を行ったときは、現地調査図（筆界案を基に作成）及び現地調査記録に調査年月日及び調査結果を記録する。

3 現地確認の結果、筆界案に変更がある場合は筆界案を修正するものとする。

4 確認した地点については、ネットワーク型 RTK 法又は DGNS 法を用いた単点観測法で位置を計測し、その結果を現地調査図に記録する。ただし、単点観測法が困難な地点については、ハンディ GNSS 等を用いることが出来る。

（筆界等の調査及び確認）

第 34 条 受注者は、調査図素図及び筆界案に基づいて、概ね土地の配列の順序に従い、毎筆の土地について、その所有者、地番、地目及び筆界の調査を発注者が指定する集会所等で行うものとする。

2 筆界等の調査には作成した筆界案をモニター上で三次元表示させ、地権者に分かりやすく説明するものとする。

3 筆界は、登記簿、登記所地図、登記簿の付属書類、筆界特定手続記録その他の資料の内容、地形及び地物の状況、慣習及びその他の筆界に関する情報を総合的に考慮し、確認を行いその経緯を地籍調査票に記録する。

4 筆界等の調査及び確認を行ったときは、調査図素図及び筆界案に調査年月日を記録するとともに、表示が調査の結果と相違しているときは当該表示事項を訂正し調査図及び筆界確認図を作成するものとする。

5 筆界確認図は、筆界点の計測に用いるものであることを考慮し、貸与するリモートセンシングデータを用いて作成すること。

6 土地の所有者及びその他利害関係人が遠隔地に居住していて集会所等で行う筆界等の調査及び確認に出席できない場合、発注者と協議して筆界に関する情報及び航測法による地籍調査に準じて作成した筆界案を作成し、これを送付して図面等調査を行うことができる。

7 調査することができないときは、調査図素図の当該部分に「筆界未定」と朱書きする。

（準則第 30 条第 3 項等による処理）

第 35 条 現地調査等における準則第 30 条第 3 項（無反応所有者等）、同条第 4 項（所在不明者）、同条第 5 項（所在が明らかでない場合）、第 31 条（地番が明らかでない場合等）、第 34 条（新たに土地の表題登記をすべき土地）及び第 35 条（滅失した土地等）に基づく処理については、その全数について調査図、地籍調査票等を照合して、現地調査等の適切性を点検するものとする。

（現地立会）

第 36 条 前第 34 条において、土地所有者等が現地立会、筆界表示杭の設置を希望するときは、リモセン手法について丁寧に説明の上、机上調査への理解を求めることとする。ただし、それでも現地立会を希望する場合は、発注者に報告し、現地立会の実施に関して判断を求めることとする（準則第 34 条）。

2 現地測量の必要が生じた場合は、ネットワーク型 RTK 法又は DGNS 法を用いた単点観測法、ハンディ GNSS 等の代替手段による測量を検討する。

3 前項の代替手段によっても測量ができない場合、発注者に報告し、補備測量実施等の判断を求めるものとする。

（取りまとめ）

第 37 条 工程管理者は、調査前筆数の 5 パーセント以上を抽出（E4 相当の点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、誤りの有無及び現地調査等による訂正等の適正性を点検するものとする。

（実施者検査：E9 相当）

第 38 条 受注者は、調査前筆数の 1 パーセント以上を抽出（取りまとめ点検において抽出した筆は除く。）して、当該筆の調査図及び地籍調査票を登記所地図、登記簿等と照合し、誤りの

有無及び訂正等の適正性を検査するものとする。抽出した筆のうち地目変更がされている筆について、適正に地目認定がされているかどうかを現地又はオンライン等で検査するものとする。また、一筆地調査の成果品の出来映えが準則等に照らして適正かどうかを検査するとともに、地籍調査票の署名若しくは記名押印又はこれらに代わる筆界の確認事実の記録の有無について、その全数を検査するものとする。工程管理の記録について全数検査を行うものとする。

第8章 筆界点座標値の計測及び点検 (RD19 工程)

(業務概要)

第39条 本工程は、E2工程（一筆地調査）において確認された筆界点について、準則第83条の2及び運用基準第55条の5の規定に基づき、空中写真又は航空レーザ測量データを用いてGISソフトで筆界点座標値を算出するとともに、その点検を実施するものとする。

(筆界点の座標値の算出)

第40条 筆界点の座標値は、E2工程において確認された筆界点について算出するものとし、空中写真又は航空レーザ測量データを用いてGISソフトで算出したものを採用すること。

2 座標値の算出に当たっては、筆界点座標値算出成果簿を作成するものとする。

3 複数の筆の筆界点が重複する箇所については、隣接する筆の筆界点との整合を確認し、適切に処理するものとする。

(筆界点座標値の点検)

第41条 空中写真又は航空レーザ測量データを用いて算出した筆界点の座標値の点検は、総筆界点（補備測量より得られた筆界点を除く）から2パーセント以上を抽出し、当該空中写真又は航空レーザ測量データを用いてGISソフトで再算出する方法により行うものとする。

2 精度管理表を全数点検するものとする。

3 調査図と作成した基礎資料を重ね合わせ、誤りの有無を点検するものとする。

(実施者検査：RD18工程相当)

第42条 受注者は、筆界点座標値算出成果簿の全数点検)を行う。また、総筆界点の2パーセント以上について抽出して、再度計測により点検するとともに、調査図と作成した基礎資料を重ね合わせ、誤りの有無を点検する。

2 なお、筆界点の座標が、筆界確認の段階で既に数値データとして計測され記録されている場合は、その記録されている座標値を用いて、筆図形が適正であるかどうかを点検する。

第9章 補則

第43条 本仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。

第44条 本仕様書の解釈に疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議して解決するものとする。

別表1 成果品一覧

作業共通	<ul style="list-style-type: none"> (1) 作業工程表 (2) 工程管理検査成績表 (3) 工程管理記録表・受託検査者記録表 (4) 点検測量立会い写真 (5) 作業打合せ記録簿 (6) 成果品目録 (7) 業務報告書 (8) その他測量工程上必要な資料（全工程 PDF データ）
RD1・RD2 工程	<ul style="list-style-type: none"> (1) メタデータ (2) 品質評価表 (3) 測量成果検定証明書 (4) 既存航空レーザ測量精度管理表 (5) 基礎資料一覧図 (6) 基礎資料点検精度管理表 (7) 水平位置検証結果報告書（必要に応じて）
RD6 工程	<ul style="list-style-type: none"> (1) 調整点調査表 (2) コース間点検箇所配置図 (3) コース間点検精度管理表 (4) 航測図根点成果簿（作成した場合） (5) 航測図根点配置図（作成した場合） (6) 調整点残差表 (7) DSM 成果簿・DSM データファイル (8) DEM 成果簿・DEM データファイル (9) 精度管理表
RD7 工程	<ul style="list-style-type: none"> (1) 微地形表現図ファイル (2) 微地形表現図一覧図 (3) 精度管理表 (4) その他必要な基礎資料
E1 工程	<ul style="list-style-type: none"> (1) 法務局備え付け地図写（閉鎖公図含む） (2) 地積測量図写 (3) 土地登記簿写（要約書） (4) 調査図素図 (5) 調査図素図一覧図 (6) 地籍調査票（現地調査等用） (7) 一筆地一覧表
E2 工程	<ul style="list-style-type: none"> (1) 筆界案 (2) 現地調査図及び現地調査記録（現況写真含む） (3) 調査図一覧図・調査図 (4) 地籍調査票（データ出力用） (5) 名寄帳（所有者毎） (6) 立会処理簿 (7) 一筆地調査完了報告書 (8) 作業日誌 (9) 特殊処理調書等（住所不明者・不立会者・筆界未定地等） (10) 雑種地に地目変更を行った土地に関する調書 (11) 調査前後の筆数変動計算表 (12) 立会状況写真及び地目変更となった土地に関する写真 (13) 筆界案データ
RD18 工程	<ul style="list-style-type: none"> (1) 筆界点の座標値の算出成果簿（筆界点成果簿） (2) 筆界点精度管理表

特 記 仕 様 書

本業務の実施に当たっては、令和8年度において（一社）日本国土調査測量協会の会員であること。
また地籍調査管理技術者を担当技術者として置くこと。

なお担当技術者は、別に定めのない限り、配置時点で直接的かつ恒常的な雇用関係（所属する会社との間に第三者の介入する余地の無い雇用に関する一定の権利義務関係が開札日前までに連続して3か月以上存在すること）にある者とする。

担当技術者の履行期間途中での交代は、担当技術者の死亡、傷病または退職等、真にやむを得ない場合を除き原則認めない。その場合であっても、交代前後における担当技術者の技術力が同等以上に確保されなければならない。

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					
測量業務	1	式			レベル1
現場技術業務費	1	式			レベル2
直接業務費	1	式			レベル3
RD工程 (面積=1.23km ²)	1	式			単第0 -0001 表
E 工程変化率 (面積=0.49km ²) 連乗計0.825	0.40	km ²			レベル4
E工程 (リモセン手法 現地調査なし) 農地 林地 1/1000~1/5000	1	式			単第0 -0008 表
測量業務標準歩掛	1	式			レベル1
共通	1	式			レベル2

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
打合せ等					レベル3
	1	式			
打合せ協議					レベル4
	1	式			
打合せ (中間打合せ=1回)					
	1	業務			
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
直接経費					
旅費交通費					レベル2
	1	式			
旅費交通費					レベル3
	1	式			
旅費交通費					レベル4
	1	式			
旅費交通費 (測量)					
	1	式			

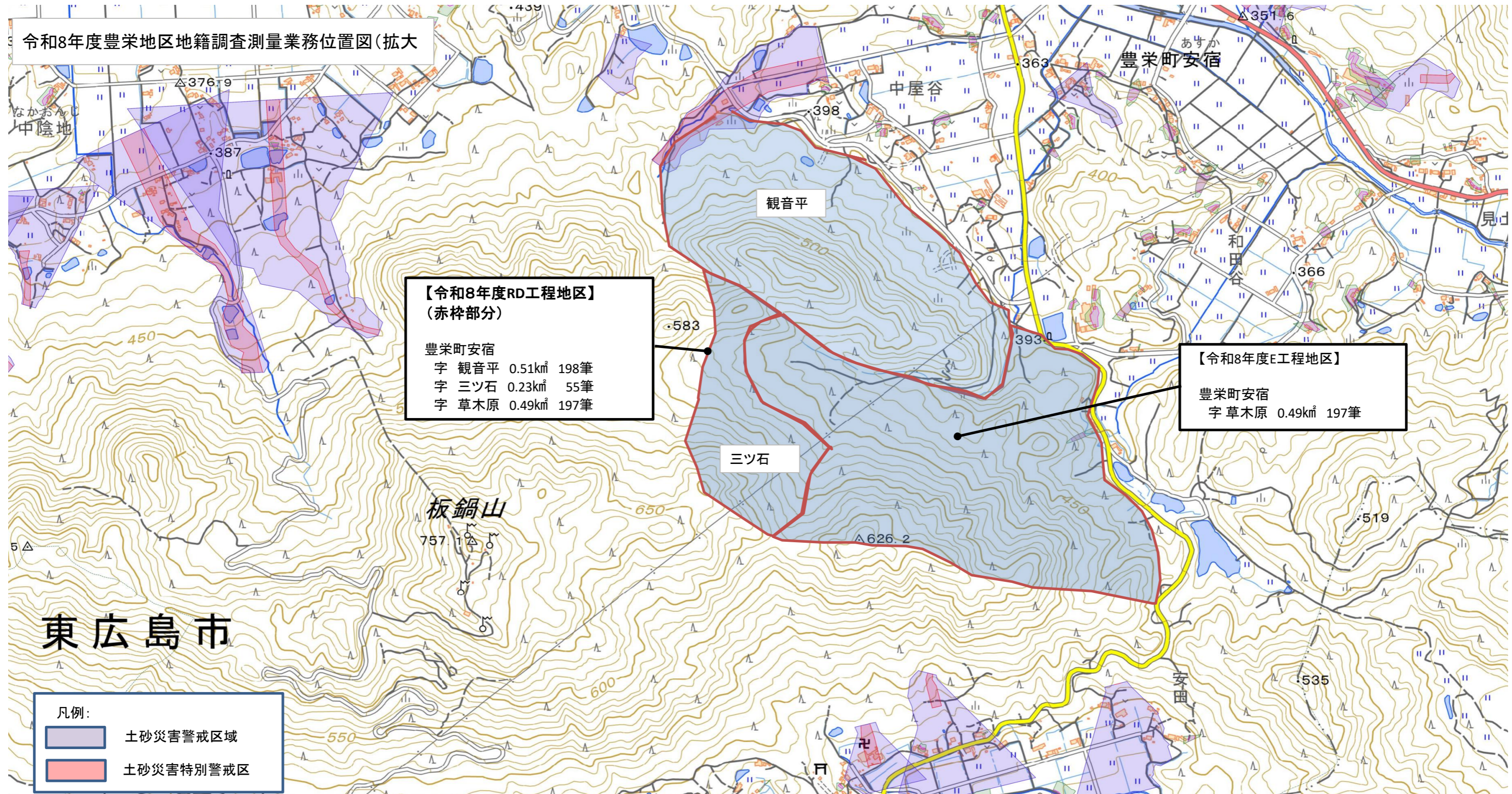
測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(測量)					
	1	式			
その他					レベル2
	1	式			
その他					レベル3
	1	式			
その他					レベル4
	1	式			
測量成果検定 航空レーザー測量 1/1000					
	1.23	km ²			単第0 -0026 表
安全費					レベル2
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費					レベル3
	1	式			
安全費					レベル4
	1	式			
安全費（測量）					
	1	式			
直接測量費					
諸経費					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務価格計					
消費税相当額計					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務費計					

令和8年度豊栄地区地籍調査測量業務位置図(拡大)



東広島市

凡例:
土砂災害警戒区域
土砂災害特別警戒区

参 考 図 書

業務名称 : 令和8年度 地籍調査事業
豊栄地区地籍調査測量業務

<注意事項>

- 1 本業務は、数量公開の対象業務です。
- 2 この数量書は適正な積算のための参考指標として数量を示すものです。
数量は参考数量であり、設計図書ではありません。内容の如何にかかわらず、契約上の拘束をするものではありません。
- 3 この業務の積算にあたっては、次の図書を用いました。
地籍調査事業費積算基準書（2026年4月1日版）

総括情報表

変更回数 適用単価地区 単価適用日 諸経費体系	0 47 東広島市(豊栄) 00-08.05.01(0) 2 委託		≪凡例≫ Co …コンクリート As …アスファルト DT …ダンプトラック BH …バックホウ CC …クローラクレーン TC …トラッククレーン RTC…ラフテレーンクレーン
	当世代	前世代	
発注区分	41 建設コンサル		
建設技能労働者や交通誘導員等の現場労働者にかかる経費として、労務費のほか各種経費（法定福利費の事業者負担額、労務管理費、安全訓練等に要する費用等）が必要であり、本積算ではこれらを現場管理費等の一部として率計上している。			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
測量業務費					
測量業務	1	式			レベル1
現場技術業務費	1	式			レベル2
直接業務費	1	式			レベル3
RD工程 (面積=1.23km ²)	1	式			単第0 -0001 表
E 工程変化率 (面積=0.49km ²) 連乗計0.825	0.40	km ²			レベル4
E工程 (リモセン手法 現地調査なし) 農地 林地 1/1000~1/5000	1	式			単第0 -0008 表
測量業務標準歩掛	1	式			レベル1
共通	1	式			レベル2

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
打合せ等					レベル3
	1	式			
打合せ協議					レベル4
	1	式			
打合せ (中間打合せ=1回)					
	1	業務			
人件費等・材料費・機械経費・技術管理費					
直接経費					
旅費交通費					レベル2
	1	式			
旅費交通費					レベル3
	1	式			
旅費交通費					レベル4
	1	式			
旅費交通費 (測量)					
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
電子成果品作成費					レベル2
	1	式			
電子成果品作成費					レベル3
	1	式			
電子成果品作成費					レベル4
	1	式			
電子成果品作成費(測量)					
	1	式			
その他					レベル2
	1	式			
その他					レベル3
	1	式			
その他					レベル4
	1	式			
測量成果検定 航空レーザー測量 1/1000					
	1.23	km ²			単第0 -0026 表
安全費					レベル2
	1	式			

測量業務費 内訳表

費目・工種・施工名称など	数量	単位	単価	金額	備考
安全費					レベル3
	1	式			
安全費					レベル4
	1	式			
安全費 (測量)					
	1	式			
直接測量費					
諸経費					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務価格計					
消費税相当額計					
計算情報……					
対象額……					
率……					
業務費計					

施工単価表

RD工程
(面積=1.23km²)

V000000500

単第0 -0001 表

1 式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
作業準備 (RD1)	1	式			
既存資料の収集 (RD2)	1	式			
空中三角測量又は航空レーザ測量データの解	1	式			
空中写真又は三次元の座標値データを用いた	1	式			
取りまとめ (RD8)	1	式			
筆界点座標値の計測及び点検 (RD18)	1	式			
*** 単位当たり ***	1	式			

施工単価表

頁0 -0013

E工程（リモセン手法 現地調査なし）
農地 林地

V000000100

単第0 -0008 表

1/1000~1/5000

1

式 当り

名称・規格など	数量	単位	単価	金額	備考
計画	1	式			
地元説明会	1	式			
関係機関との調整	1	式			
調査図素案等作成	1	式			
関連資料整理	1	式			
住所不明所有者等の調査結果の整理	1	式			
筆界案の作成	1	式			
現地確認の実施	1	式			
筆界確認等の通知	1	式			
筆界等の調査及び確認	1	式			
点検整理	1	式			
機械損料	1	式			

